令和 8 年度 SNS を活用した仙台の観光情報発信強化業務　業務委託仕様書

1　業務概要

（1）業務名

令和 8 年度 SNS を活用した仙台の観光情報発信強化業務

（2）目的

公益財団法人仙台観光国際協会（以下「発注者」という。）が行うマーケティング調査の結果より、仙台を訪れる国内観光客のうち、20～40 代の層は、旅の情報収集に Instagram 等の SNS を活用していることが分かった。このことから、協会が運営する公式 SNS アカウントを活用し、特にこの層に向けた仙台の観光情報の発信を強化することで、情報発信プラットフォームとしての役割を拡大させ、認知度向上及び未来にわたる持続的な誘客促進を図ることを目的とする。

（3）業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

（4）対象 SNS アカウント

Instagram（https://www.instagram.com/sendai_sentabi/）
Facebook（https://www.facebook.com/sendai.sentabi）
YouTube（https://www.youtube.com/@sendai_sentabi）
TikTok　※受託事業者が決定したのち、発注者がアカウントを新規開設する

2　業務内容

（1）SNS アカウントの運営管理

① 発注者が所有する 1（4）の対象 SNS アカウントの運用を行うこと。
なお、各 SNS アカウントの投稿に対するコメント及びダイレクトメッセージ等への対応は業務に含まない。

② アカウントの運用は発注者と受注者の双方で行うこととし、発注者から特段の指示がない限り、アカウント情報を変更しないこと。

③ アカウントの運用開始時に運用ポリシーを策定し、発注者の承諾を得ること。

（2）ターゲット層

全国の主に 20～40 代の層を対象に情報発信を行うことを基本とするが、協会が運営する仙台市観光情報サイト「せんだい旅日和」においてメインターゲットとする首都圏

在住の 20～40 代女性を、本事業においても特に注力すべきメインターゲットとする。

(3) 投稿コンテンツの制作・情報発信

① 発信する情報については、事前に発注者と方針および内容について共有するとともに、記事や動画等の投稿コンテンツの作成に必要な取材、撮影、ライティング、編集、画像や映像等原稿素材の調達は受注者にて実施すること。また、肖像権や掲載許可等について確認が必要な場合は受注者が対応すること。

② 情報発信の企画立案時は、発注者と受注者の双方が主体的に関わることとする。

③ 仙台市及び近郊（おおよそ車で片道 2 時間圏内）の観光・集客資源にまつわる様々な情報を発信することで、旅への興味喚起を促すとともに、情報の新鮮さをアピールし、各 SNS アカウントのフォロワー増およびリーチ数の獲得につながる投稿コンテンツを作成すること。

④ 投稿コンテンツはターゲット層に合わせたトーン&マナーを意識し作成すること。

⑤ 動画や写真については、受注者において新規に取材及び撮影を行うこと。ただし、時期により撮影困難な素材（季節感のあるものやイベント関連等）等を活用する必要がある場合は、発注者および受注者が所有する既存の動画や写真を使用できるものとする。

⑥ Instagram 及び Facebook のフィードへ記事を週 2 回程度投稿すること。なお、イベントなど時期により投稿頻度を上げることが望ましい場合は、この限りではない。また、投稿の際は同時投稿機能を使用し、投稿内容は原則同じものとする。

⑦ 縦型のショート動画を作成し、各 SNS アカウントへ週 1 回程度投稿すること。なお、各 SNS アカウントへの投稿内容は原則同じものとする。

⑧ 定期的に投稿を行う必要があるものなど発注者から要請があった場合は、発注者側でも編集可能なテンプレートを作成し共有すること。

(4) フォロワー数及びリーチ数等の獲得

① 各 SNS アカウントのフォロワー数及びリーチ数等の獲得を促進するため、ライブ配信やキャンペーン、または広告配信など、効果的なフォロワー数及びリーチ数の獲得方法について提案すること。獲得方法は、ターゲットユーザーを中心にフォロワー数やリーチ数、エンゲージメントが増えるよう、適切に設定すること。ただし、実施に要する経費は委託料の上限の範囲内とする。

② 提案にあたっては、効果的と考える根拠を具体的に示すこと。

(5) 効果の検証

① 本事業の成果を測定・検証するため、各 SNS アカウントのフォロワー数等現状を踏まえ、指標及び目標値を設定し、業務の中で把握が可能な指標等の集計及び分

析、実績の取りまとめを行うこと。

② 少なくとも月に 1 回は定例会を開催し、投稿内容に関する効果測定を行い発注者に分析結果を報告すること。また、検証結果をもとに適宜本業務の改善を図ること。

③ 効果検証の実施にあたっては、発注者が投稿したものも対象に含めること。

④ 発注者からの要請に応じ、適宜集計状況等を報告すること。

(6) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、定期的な打ち合わせやレビューを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が記録し議事録として提出すること。なお、打ち合わせへの参加は、Web 会議形式でも可能とする。

・定例会：原則、 1 か月に 1 回実施し、(5) ②の分析結果の報告に加え、進捗報告、課題の調整、全体の意思決定等を行うこと。

・業務打ち合わせ：対面、Web 会議、メール、電話等により随時行うこと。

・臨時報告会：緊急を要する報告に関しては、必要に応じて報告会を実施すること。

・レビュー：業務フェーズごとに協会職員を含めて適正なレビューを実施すること。

(7) その他

業務に係る取材、撮影、ライティング、編集、画像や映像等原稿素材の調達、運用、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。

3 成果物

本業務の成果物および納入時期は以下のとおりである。プロジェクト終了時、一式を納品すること。受け渡し手段は別途発注者と協議すること。

成果物	内容	納入時期	納入形式
体制図	通常運用時の問い合わせ体制、障害対応時の連絡報告体制が分かるもの	プロジェクトの開始前	電子
打合せ議事録	打合せの目的、内容、決定事項、次回打合せまでの業務などについてまとめたもの	随時	電子
作業報告書	本業務全般についてとりまとめた総括資料一式	プロジェクトの終了時	電子
その他	業務の過程で発生した資料のうち、発注者が指定するもの	随時	電子

4 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で帰属するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

本業務実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び仙台市情報セキュリティ基本方針について遵守するものとする。

セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩の無きよう徹底した管理を実施しなければならない。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用後速やかに処分すること。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

5　その他

(1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

(3) 受注者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守すること。

(4) 受注者は、業務の実施に当たり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。

(5) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。また、発注者が業務の履行に関し、受注者に報告を求めた時には直ちに応じること。
(6) 受注者は、自らの組織から業務責任者を選任し、発注者に通知すること。
(7) 受注者は、本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者からの書面による承諾を得ること。
(8) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
(9) 本業務の仕様は、発注者が最低限必要と考えているものであり、受注者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に追加提案を行うこと。